

ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病とは

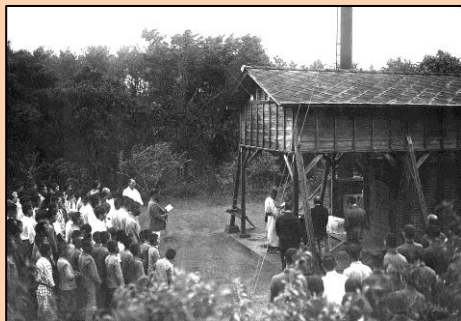
- ・らい菌による感染症です。
- ・感染し発病することはまれです。
- ・治療薬により治ります。
- ・早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。
- ・わが国には感染源になるものはほとんどありません。身体の変形は後遺症にすぎません。

治る病気なのに、なぜ差別は続いたの？

「癩予防二関スル件」という法律による患者の強制隔離、患者の家の徹底的な消毒などが、人々の間に、ハンセン病は伝染力の強い病気という、誤ったイメージをうえつけてしまいました。「癩予防二関スル件」はその後「癩予防法」、「らい予防法」へと2度改正されましたが、終生隔離の考え方は継続され、ハンセン病は「怖い病気」として定着してしまいました。そのようなことが、差別・偏見が現在でも根強く残っている原因に挙げられます。

療養所内には、それぞれ火葬場が作られ、入園者による火葬が行われました。

遺骨は納骨堂に納められ、死んでも故郷には帰れなかったのです。



現在のハンセン病問題

違憲国家賠償請求訴訟

平成8年(1996年)、ようやく「らい予防法」が廃止されました。平成10年(1998年)7月には、「星塚敬愛園」と熊本県「菊池恵楓園」の元患者13人により、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提起され、翌年には東京、岡山でも訴訟が提起されました。2001年(平成13年)5月11日、熊本地裁で原告が勝訴、政府は控訴をしませんでした。



「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

入所者は、既にみな高齢となっており、後遺症による重い身体障害をもっている方もいます。

また、未だに社会における偏見・差別が残っていることなどもあって、安心して退所することができないという方もいます。

社会になお根強く残る偏見や差別の解消、ハンセン病であった方々が、社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことのできる社会基盤整備などの課題の解決を促進するため、平成21年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。



これをきっかけに6月には衆参両院で「ハンセン病問題に関する決議」が採択され、新たに補償を行う法律もできました。国は患者・元患者さんたちに謝罪をし、2002年(平成14年)4月には、療養所退所後の福祉増進を目的として、「国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業」を開始し、さらに啓発(広く知ってもらおう)活動を積極的に行うなど、名誉回復のため対策を進めています。



鹿屋市では、「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に、講演会やパネル展を行っています。